

2 支援費制度に係る更生相談所の相談業務について
 (1) 支援費制度導入に係る更生相談所への相談の受理

()内は各年度の計に対する縦パーセント

相談依頼者	身体障害者 更生相談所		知的障害者 更生相談所		身体障害者更生 相談所と知的障害者 更生相談所の統合		身体障害者更生 相談所と知的障害者 更生相談所両方回答		合計					
	身更相 ()	知更相 ()	身更相 ()	知更相 ()	身更相 ()	知更相 ()	身更相 ()	知更相 ()	身更相 ()	知更相 ()				
14 年度	市町村	252 (72.2)	- (0.0)	757 (74.7)	757 (74.7)	825 (79.9)	1,842 (80.6)	150 (79.8)	318 (75.5)	1,227 (78.2)	468 (76.8)	2,917 (78.4)	4,144 (78.3)	
	施設	41 (11.7)	- (0.0)	67 (6.6)	67 (6.6)	154 (14.9)	314 (13.7)	35 (18.6)	100 (23.8)	230 (14.6)	135 (22.2)	481 (12.9)	711 (13.4)	
	本人 家族	37 (10.6)	- (0.0)	145 (14.3)	145 (14.3)	42 (4.1)	113 (4.9)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	79 (5.0)	- (0.0)	258 (6.9)	337 (6.4)
	その他	19 (5.4)	- (0.0)	45 (4.4)	45 (4.4)	12 (1.2)	16 (0.7)	3 (1.6)	3 (0.7)	6 (1.4)	34 (2.2)	6 (1.0)	64 (1.7)	98 (1.9)
	計	349 (100.0)	- (0.0)	1,014 (100.0)	1,014 (100.0)	1,033 (100.0)	2,285 (100.0)	188 (100.0)	421 (100.0)	609 (100.0)	1,570 (100.0)	609 (100.0)	3,720 (100.0)	5,290 (100.0)
	市町村	296 (67.0)	- (0.0)	401 (64.5)	401 (64.5)	574 (70.4)	884 (74.2)	90 (69.8)	37 (77.1)	127 (71.8)	960 (69.3)	127 (71.8)	1,322 (71.0)	2,282 (70.3)
15 年度	施設	75 (17.0)	- (0.0)	49 (7.9)	49 (7.9)	188 (23.1)	163 (13.7)	39 (30.2)	6 (12.5)	302 (21.8)	45 (25.4)	218 (11.7)	520 (16.0)	
	本人 家族	54 (12.2)	- (0.0)	125 (20.1)	125 (20.1)	36 (4.4)	114 (9.6)	- (0.0)	2 (4.2)	90 (6.5)	2 (1.1)	241 (12.9)	331 (10.2)	
	その他	17 (3.8)	- (0.0)	47 (7.6)	47 (7.6)	17 (2.1)	31 (2.6)	- (0.0)	3 (6.3)	34 (2.5)	81 (4.4)	3 (1.7)	115 (3.5)	
	計	442 (100.0)	- (0.0)	622 (100.0)	622 (100.0)	815 (100.0)	1,192 (100.0)	129 (100.0)	48 (100.0)	177 (100.0)	1,386 (100.0)	177 (100.0)	1,862 (100.0)	3,248 (100.0)
	有効回答	19		18		39		3		79				
	無回答 無効回答	1		1		-		1		3				
回答数計	20		19		39		4		82					

2 支援費制度に係る更生相談所の相談業務について
(2)相談内容

相談内容	身体障害者 更生相談所		知的障害者 更生相談所		身体障害者更生 相談所と知的障害者 更生相談所の統合		身体障害者更生 相談所と知的障害者 更生相談所両方向答		合計				
	身更相	知更相	身更相	知更相	身更相	知更相	身更相	知更相	身更相	知更相			
14年度													
施設訓練等支援費の 選択肢の判断基準	131 (38.4)	- (0.0)	709 (70.8)	- (0.0)	668 (65.2)	1,743 (76.2)	2,411 (72.8)	163 (9.2)	375 (89.1)	538 (90.0)	962 (62.3)	2,827 (76.2)	3,789 (72.1)
施設訓練等支援費の 施設選択	93 (27.3)	- (0.0)	25 (2.5)	- (0.0)	77 (7.5)	44 (1.9)	121 (3.7)	2 (0.0)	- (0.0)	2 (0.3)	172 (11.1)	69 (1.9)	241 (4.6)
施設訓練等支援費の 重度重複加算の判断	69 (20.2)	- (0.0)	49 (4.9)	- (0.0)	159 (15.5)	206 (9.0)	365 (11.0)	12 (0.8)	46 (10.9)	58 (9.7)	240 (15.6)	301 (8.1)	541 (10.3)
居宅生活支援費の 障害単価区分	1 (0.3)	- (0.0)	13 (1.3)	- (0.0)	28 (2.7)	99 (4.3)	127 (3.8)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	29 (1.9)	112 (3.0)	141 (2.7)
居宅生活支援費の 支給量	13 (3.8)	- (0.0)	52 (5.2)	- (0.0)	24 (2.3)	43 (1.9)	67 (2.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	37 (2.4)	95 (2.6)	132 (2.5)
その他	34 (10.0)	- (0.0)	154 (15.4)	- (0.0)	69 (6.7)	152 (6.6)	221 (6.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	103 (6.7)	306 (8.2)	409 (7.8)
計	341 (100.0)	- (0.0)	1,002 (100.0)	- (0.0)	1,025 (100.0)	2,287 (100.0)	3,312 (100.0)	177 (100.0)	421 (100.0)	598 (100.0)	1,543 (100.0)	3,710 (100.0)	5,253 (100.0)
15年度													
施設訓練等支援費の 選択肢の判断基準	98 (22.6)	- (0.0)	257 (40.7)	- (0.0)	269 (32.9)	592 (49.7)	861 (42.9)	31 (2.4)	25 (5.2)	56 (31.6)	398 (28.8)	874 (46.7)	1,272 (39.1)
施設訓練等支援費の 施設選択	143 (32.9)	- (0.0)	81 (12.8)	- (0.0)	141 (17.3)	128 (10.7)	269 (13.4)	12 (9.3)	3 (6.3)	15 (8.5)	296 (21.4)	212 (11.3)	508 (15.6)
施設訓練等支援費の 重度重複加算の判断	113 (26.0)	- (0.0)	125 (19.8)	- (0.0)	204 (25.0)	153 (12.8)	357 (17.8)	82 (63.6)	13 (27.1)	95 (53.7)	399 (28.9)	291 (15.6)	690 (21.2)
居宅生活支援費の 障害単価区分	- (0.0)	- (0.0)	26 (4.1)	- (0.0)	19 (2.3)	44 (3.7)	63 (3.1)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	19 (1.4)	70 (3.7)	89 (2.7)
居宅生活支援費の 支給量	7 (1.6)	- (0.0)	79 (12.5)	- (0.0)	40 (4.9)	51 (4.3)	91 (4.5)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	47 (3.4)	130 (7.0)	177 (5.4)
その他	73 (16.8)	- (0.0)	63 (10.0)	- (0.0)	144 (17.6)	223 (18.7)	367 (18.3)	4 (3.1)	7 (14.6)	11 (6.2)	221 (16.0)	293 (15.7)	514 (15.8)
計	434 (100.0)	- (0.0)	631 (100.0)	- (0.0)	817 (100.0)	1,191 (100.0)	2,008 (100.0)	129 (100.0)	48 (100.0)	177 (100.0)	1,380 (100.0)	1,870 (100.0)	3,250 (100.0)
有効回答	19		18		39		39	3		3		79	
無回答 無効回答	1		1		-		-	1		1		3	
回答数計	20		19		39		39	4		4		82	

()内は各年度の計に対する縦パーセント

3 市町村の支援費支給決定事務に係る更生相談所の判定業務について
 (1)市町村からの判定依頼の状況

()内は各年度の計に対する縦パーセント

判定依頼内容	身体障害者更生相談所		知的障害者更生相談所		身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の統合		身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答		合計		
	身更相	知更相	身更相	知更相	身更相	知更相	身更相	知更相	身更相	知更相	
14 年度	施設訓練等支援費	61 (22.2)	- (0.0)	187 (61.1)	187 (61.1)	20 (43.5)	7 (1.8)	- (0.0)	81 (25.2)	194 (27.8)	275 (27.0)
	障害程度区分	12 (4.4)	- (0.0)	1 (0.3)	1 (0.3)	26 (56.5)	2 (0.5)	- (0.0)	38 (11.8)	3 (0.4)	41 (4.0)
	施設訓練等支援費 重度重複障害者加算	200 (72.7)	- (0.0)	104 (34.0)	104 (34.0)	- (0.0)	381 (96.9)	- (0.0)	200 (62.3)	485 (69.4)	685 (67.2)
	その他の施設訓練等 支援費に係る判定	2 (0.7)	- (0.0)	14 (4.6)	14 (4.6)	- (0.0)	3 (0.8)	- (0.0)	2 (0.6)	17 (2.4)	19 (1.9)
	居宅生活支援費に 係る判定	275 (100.0)	- (0.0)	306 (100.0)	306 (100.0)	46 (100.0)	393 (100.0)	439 (100.0)	321 (100.0)	699 (100.0)	1020 (100.0)
計	5	-	138	138	75	13	88	80	151	231	
15 年度	施設訓練等支援費の 選択肢の判断基準	69 (29.7)	- (0.0)	17 (7.1)	17 (7.1)	47 (30.5)	29 (30.2)	76 (30.4)	2 (0.6)	118 (30.4)	164 (22.7)
	施設訓練等支援費の 施設選択	153 (65.9)	- (0.0)	80 (33.6)	80 (33.6)	26 (16.9)	48 (50.0)	74 (29.6)	179 (46.1)	128 (38.2)	307 (42.5)
	施設訓練等支援費の 重度重複加算の判断	5 (2.2)	- (0.0)	3 (1.3)	3 (1.3)	6 (3.9)	6 (6.3)	12 (4.8)	11 (2.8)	10 (3.0)	21 (2.9)
	居宅生活支援費の 障害単価区分	232 (100.0)	- (0.0)	238 (100.0)	238 (100.0)	154 (100.0)	96 (100.0)	250 (100.0)	388 (100.0)	335 (100.0)	723 (100.0)
	計	12	-	16	16	29	29	2	2	59	59
有効回答	8	-	3	3	10	10	2	2	23	23	
無回答・無効回答	20	-	19	19	39	39	4	4	82	82	
回答数計											

3 市町村の支援費支給決定事務に係る更生相談所の判定業務について

(2)施設訓練等支援費障害程度区分に係る判定依頼

(判定依頼件数)

項目	身体障害者更生相談所			知的障害者更生相談所			身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の統合				身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答			合計					
	更生施設	療護施設	授産施設	更生施設	療護施設	授産施設	更生施設	療護施設	授産施設	更生施設	療護施設	授産施設	更生施設	療護施設	授産施設	更生施設	療護施設	授産施設	
判定依頼件数	6	68	53	1	-	-	7	54	55	2	-	-	16	122	108				
内訳	子エック項目の選択肢の判断困難			4	2	48	-	2	4	-	-	-	4	4	52				
	重複障害合併症等の専門的判定			2	63	5	1	-	-	3	2	-	-	5	77	8			
	その他			-	3	-	-	7	38	48	-	-	-	7	41	48			
知的障害者更生相談施設	更生施設	授産施設	通勤寮	更生施設	授産施設	通勤寮	更生施設	授産施設	通勤寮	更生施設	授産施設	通勤寮	更生施設	授産施設	通勤寮	更生施設	授産施設	通勤寮	
判定依頼件数	-	-	-	187	143	-	316	110	10	-	-	-	503	253	10				
内訳	子エック項目の選択肢の判断困難			-	173	118	9	11	-	-	-	-	182	129	-				
	重複障害合併症等の専門的判定			-	10	-	18	-	-	-	-	-	28	-	-				
	その他			-	4	25	289	99	10	-	-	-	293	124	10				
有効回答	8			11			17				1			37					
無回答 無効回答	12			8			22				3			45					
回答数計	20			19			39				4			82					

3 市町村の支援費支給決定事務に係る更生相談所の判定業務について
 (2)施設訓練等支援費障害程度区分に係る判定依頼
 (チェック項目の選択肢の判断困難)

聴き取り票 項目の記号	身体障害者 更生相談所									知的障害者 更生相談所									
	身体障害者 更生援護施設				知的障害者 更生援護施設					身体障害者 更生援護施設				知的障害者 更生援護施設					
	入所			通所	入所			通所		入所			通所	入所			通所		
	更生施設	療護施設	授産施設	授産施設	更生施設	授産施設	通所寮	更生施設	授産施設	通所寮	更生施設	療護施設	授産施設	授産施設	更生施設	授産施設	通所寮	更生施設	授産施設
ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
イ	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
ウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-
エ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-
オ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	1	-
カ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
キ	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
ク	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	-	-
ケ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
コ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	2	-	-
サ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-
シ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
セ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
ソ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-
タ	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	1
チ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	1	-	-
ツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
テ	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
ト	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	4	-	-
ナ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
ニ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
ヌ	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-
ネ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
ノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ハ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヒ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
計	2	2	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	7	9	19	3	1
有効回答	4									10									
無回答 無効回答	16									9									
回答数計	20									19									

聴き取り票 項目の記号	身体障害者更生 相談所と知的障害者 更生相談所の統合									身体障害者更生 相談所と知的障害者 更生相談所両方回答									
	身体障害者 更生援護施設				知的障害者 更生援護施設					身体障害者 更生援護施設				知的障害者 更生援護施設					
	入所		通所		入所		通所			入所		通所		入所		通所			
	更生施設	療護施設	授産施設	授産施設	更生施設	授産施設	通勤寮	更生施設	授産施設	通勤寮	更生施設	療護施設	授産施設	授産施設	更生施設	授産施設	通勤寮	更生施設	授産施設
ア	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウ	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エ	-	-	1	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オ	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カ	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キ	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ク	-	-	1	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ケ	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コ	-	-	1	-	2	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コサ	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シ	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ス	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セ	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソ	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タ	-	-	1	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チ	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ツ	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
テ	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ト	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ナ	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニ	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヌ	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ネ	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノ	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ハ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヒ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	2	5	4	17	7	13	7	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有効回答	8									-									
無回答 無効回答	31									4									
回答数計	39									4									

聴き取り票 項目の記号	合計									
	身体障害者 更生援護施設				知的障害者 更生援護施設					
	入所		通所		入所			通所		
	更生施設	療護施設	授産施設	授産施設	更生施設	授産施設	通勤寮	更生施設	授産施設	通勤寮
ア	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-
イ	-	-	1	2	1	-	1	-	-	-
ウ	-	-	-	-	-	2	1	2	1	-
エ	-	-	1	-	1	1	1	2	-	-
オ	-	-	-	-	2	2	-	1	1	1
カ	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-
キ	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-
ク	-	-	2	-	4	1	-	1	1	-
ケ	-	-	1	-	2	1	-	1	-	-
コ	-	-	1	-	4	-	3	2	1	-
サ	-	-	-	1	-	-	2	3	-	-
シ	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-
ス	-	-	-	-	-	-	1	2	1	-
セ	1	-	-	-	3	-	-	-	-	-
ソ	-	1	-	-	3	-	1	-	-	-
タ	-	1	1	1	3	3	1	1	-	1
チ	-	-	-	-	3	2	1	2	-	-
ツ	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
テ	1	-	2	-	2	-	2	-	-	-
ト	-	-	1	-	1	-	1	5	-	-
ナ	-	-	-	-	3	-	-	1	-	-
ニ	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-
ヌ	-	1	-	-	4	-	2	1	-	-
ネ	-	1	-	-	1	-	2	-	-	-
ノ	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
ハ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヒ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホ	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
計	2	4	11	5	44	14	22	26	7	2
有効回答	22									
無回答 無効回答	60									
回答数計	82									

3 市町村の支援費支給決定事務に係る更生相談所の判定業務について

(2)施設訓練等支援費障害程度区分に係る判定依頼

(市町村で選択肢の判定が困難な理由)

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所

	理由
1	障害者が各々有している機能障害についての理解が不十分で、障害者の全体像がつかめていない。
2	チェック項目表に使用されている「ことば」にこだわり過ぎて、判断に迷っている場合がある。
3	当該の障害者が支援を必要とするのは、その障害のために元々困難なのか習慣化されていないためなのか判断しづらい場合があるようだ。
4	既に入所中の方について、施設内の移動は環境も配慮され慣れてもいるので支援の必要性は低いですが、在宅ではそういうわけにはいかないと施設側が主張するため、どういう状況で判断すればいいのかわからない。

◆更生相談所の設置形態 知的障害者更生相談所

	理由
1	「各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援」はコミュニケーションツールが必要かどうかで判断するものと思われそうですが、そのコミュニケーションはどの程度のことをさすのか、というところで、判断に迷うことが多いようです。
2	「日常生活における不安 悩み等に関する相談援助」の項目では、言語によるコミュニケーションが難しく、不安、悩みがあるのかわかりにくい、援助がてきない場合の判断に迷うことが多い。
3	「睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応」では、どの程度を不適応行動として見るのか、また、どこまでを対応としてよいのか、というところで判断が難しいようです。
4	「強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応」では、こだわりの内容についての質問が多い。
5	市町が行う障害程度区分のチェックは支援の必要性の程度が低くなっている傾向がある。詳細なチェック項目の聴き取りができていない場合が多い。
6	具体的対象例として例示されていない「暴言」を粗暴な行為として扱ってよいのか
7	対応職員により自主性 自発性にムラがある場合の判断
8	注意獲得的行動があって安全の配慮が必要な場合の判断

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の統合

	理由
1	知的障害の有無
2	判定依頼でなく、相談があったものでは、知的更生の、オ 食事の準備の後かたづけ、コ 健康管理、ト 余暇活動等があった。
3	代筆、電話の仲立ち等の支援 知的更生ネ等パソコン、ワープロの使用については、知的障害者の殆どが支援なしでは使用できる状態ではなく、また、一般的にも誰もが使えるという状況にはまだなっていないため、知的障害者の殆どの方が2点になることに抵抗がある市町村担当者が多い。
4	自閉症等による対人関係に関する問題への対応 知的更生子障害に起因するものだけでなく、性格 癖に起因する多大な支援を要する方が存在するのに、その場合には施設からの訴えがあっても点数に全く反映されないことについての疑問がある。

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答

理由の回答無し

3 市町村の支援費支給決定事務に係る更生相談所の判定業務について
 (3)判定依頼への更生相談所の対応

()内は判定の方法の計に対する縦パーセント

	身体障害者更生相談所		知的障害者更生相談所		身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の統合		身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答		合計				
	身更相	知更相	身更相	知更相	身更相	知更相	身更相	知更相	身更相	知更相			
判定の方法	来所	194 (44.9)	- (0.0)	17 (6.3)	17 (6.3)	40 (20.1)	47 (9.6)	87 (12.6)	- (0.0)	- (0.0)	234 (37.0)	64 (8.4)	298 (21.4)
	巡回	158 (36.6)	- (0.0)	58 (21.6)	58 (21.6)	110 (55.3)	209 (42.7)	319 (46.4)	1 (0.0)	3 (0.0)	270 (42.7)	268 (35.4)	538 (38.7)
	文書	73 (16.9)	- (0.0)	193 (72.0)	193 (72.0)	47 (23.6)	229 (46.8)	276 (40.1)	- (0.0)	- (0.0)	120 (19.0)	422 (55.7)	542 (39.0)
	未処理	7 (1.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (1.0)	4 (0.8)	6 (0.9)	- (0.0)	- (0.0)	9 (1.4)	4 (0.5)	13 (0.9)
	計	432 (100.0)	- (0.0)	268 (100.0)	268 (100.0)	199 (100.0)	489 (100.0)	688 (100.0)	3 (0.0)	1 (0.0)	633 (100.0)	758 (100.0)	1,391 (100.0)
判定会議 検討件数	247	-	214	214	32	404	436	-	1	279	619	898	
有効回答	12	15	29	2	58								
無回答 無効回答	8	4	10	2	24								
回答数計	20	19	39	4	82								

3 市町村の支援費支給決定事務に係る更生相談所の判定業務について
(4)判定の体制

()内は縦パーセント

	身体障害者更生相談所		知的障害者更生相談所		身体障害者更生相談所との統合		身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答		合計					
	身更相	知更相	身更相	知更相	身更相	知更相	身更相	知更相	身更相	知更相				
	関わった専門職種 常勤	関わった専門職種 常勤	関わった専門職種 常勤	関わった専門職種 常勤										
ア 身体 知的障害者福祉司、 ケースワーカー	2	7	-	-	1	11	1	20	-	2	3	30	2	33
イ 心理判定員	5	7	-	-	3	14	1	24	-	2	3	27	4	41
ウ 職能判定員	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	1
エ 医師	4	3	-	-	8	1	9	4	10	3	1	14	7	19
オ 理学療法士	2	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	8	1
カ 作業療法士	1	2	-	-	-	-	2	3	-	2	-	3	5	2
キ 言語聴覚士	2	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	2	1
ク その他	1	4	-	-	-	-	2	5	2	-	-	3	9	2
計	18	25	-	-	12	28	15	61	14	52	1	34	90	85
有効回答	14		17		31		3		65					
無回答 無効回答	6		2		8		1		17					
回答数計	20		19		39		4		82					

3 市町村の支援費支給決定事務に係る更生相談所の判定業務について
 (5)市町村からの判定依頼件数に関する見方

()内は縦パーセント

	身体障害者 更生相談所	知的障害者 更生相談所	身体障害者更生 相談所と知的障害者 更生相談所の統合	身体障害者更生 相談所と知的障害者 更生相談所両方回答	合計
ア 当所の想定よりかなり多かった	- (00)	- (00)	- (00)	- (00)	- (00)
イ 当初の想定より多かった	- (00)	- (00)	- (00)	- (00)	- (00)
ウ 概ね当初の想定どおりだった	1 (50)	2 (105)	1 (26)	- (00)	4 (48)
エ 当初の想定より少なかった	2 (100)	5 (263)	9 (231)	- (00)	16 (190)
オ 当初の想定よりかなり少なかった	16 (800)	12 (632)	28 (718)	4 (1000)	60 (714)
有効回答者数計	19 (950)	19 (1000)	38 (974)	4 (1000)	80 (952)
無回答	1 (50)	- (00)	1 (26)	- (00)	4 (48)
合計	20 (1000)	19 (1000)	39 (1000)	4 (1000)	84 (1000)

3 市町村の支援費支給決定事務に係る更生相談所の判定業務について
 (6) 市町村からの障害程度区分に関する判定依頼が少なかった理由

()内は縦パーセント

	身体障害者更生相談所			知的障害者更生相談所			身体障害者更生相談所との統合			身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答			合計		
	件数	%	有効回答数%	件数	%	有効回答数%	件数	%	有効回答数%	件数	%	有効回答数%	件数	%	有効回答数%
ア 障害程度区分の決定が市町村で可能であったため	3	(150)	(71)	2	(105)	(69)	10	(256)	(125)	1	(250)	(143)	16	(195)	(101)
イ 内部努力で障害程度区分決定を行ったため	14	(700)	(333)	6	(316)	(207)	28	(718)	(350)	2	(500)	(286)	50	(610)	(316)
ウ 施設からの情報や施設職員に依頼して、障害程度区分決定を行ったため	11	(550)	(262)	6	(316)	(207)	23	(590)	(288)	3	(750)	(429)	43	(524)	(272)
エ できるだけ、市町村レベルで決定するよう市町村に指導したため	6	(300)	(143)	5	(263)	(172)	6	(154)	(75)	-	(00)	(00)	17	(207)	(108)
オ その他	6	(300)	(143)	10	(526)	(345)	12	(308)	(150)	1	(250)	(143)	29	(354)	(184)
カ わからない	2	(100)	(48)	-	(00)	(00)	1	(26)	(13)	-	(00)	(00)	3	(37)	(19)
有効回答数計	42	(2100)	(1000)	29	(1526)	(1000)	80	(2051)	(1000)	7	(1750)	(1000)	158	(1927)	(1000)
有効回答者数計	19	(950)		17	(895)		38	(974)		4	(1000)		78	(951)	
無回答	1	(50)		2	(105)		1	(26)		-	(00)		4	(49)	
合計	20	(1000)		19	(1000)		39	(1000)		4	(1000)		82	(1000)	

3 市町村の支援費支給決定事務に係る更生相談所の判定業務について
 (6) 市町村からの障害程度区分に関する判定依頼が少なかった理由

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所

	理由
1	各区 施設で判断しやすいようにマニュアルを作成するとともに、研修会を実施した。日常業務の中で担当者間の連携が得られた。
2	府独自のマニュアルを作成し、市町村への研修を重ねたため。
3	更生相談所において、障害程度区分解説マニュアルを作成し、研修会を開催した。
4	エが各種研修会等で強調されたためか、障害程度区分について十分な理解ができていない市町村職員が、安易に選択肢の判断をしていることが見受けられる。 また、15年度は新規の施設利用にあたって、知的あるいは精神との重複障害があるために、身体障害者施設利用の可否について市町村が判断が困難なために、専門的な判定を求めるケースが多い。
5	既存施設入所者の障害程度区分の認定が済んだので、新規入所て新たに障害程度区分を認定するときには、判定で断ることがなくなった。
6	障害程度区分についての事前学習と、担当者全員が施設への出向き、実際に各自(2名かペアとなり1名の障害者に面接)が調査後、一重に会し、疑問点等を出し合う等の研修の機会を得た事も一回

◆更生相談所の設置形態 知的障害者更生相談所

	理由
1	区役所等職員に対しての説明会の実施や、マニュアル等の配布により区役所において障害程度区分の決定がしやすくなったためではないかと考えている。
2	障害程度区分の簡易マニュアルを作成し、14年度中に、市町村担当職員に研修を実施した。質問は、研修会の場及び電話 eメールで受け付けることとした。そのため、判定依頼までにはいわず、市町村担当者のレベルで障害程度区分の判断が可能だったと推測される。
3	正式な判定依頼を受ける前に、事前に電話で連絡してもらい、電話で回答できる内容のものは判定依頼を受けなかったため。
4	判断に迷った場合、文書に寄らず、電話 ファックス等で当所に確認、判断したためと思われる。
5	1、障害程度区分についての研修を複数回開催したこと(本庁が主催) 2、施設に協力を依頼して、事前調査を実施してきたこと
6	市町村で判断できるようにマニュアルを作成し、それを市町村へ徹底したため。
7	昨年度来、研修の機会を多く持ったことの効果もあるように思われる。 障害程度区分の聴取り票チェック項目の内容を解釈することが難しく、その点に関する電話による問い合わせが多かった。内容を理解できれば個別ケースの判断はできたため、判定依頼は少なかったと思われる。 判定依頼のあったケースは市町村が一旦判断した後の見直しの必要が生じた際に意見を求めてあがってきているように思われる。
8	京都市知事独自の「障害程度ガイドブック」を作成し、各福事がこれを参考にした。あるいはまた、福事職員、施設職員を対象とした研修をきちんと行ったため。
9	県福祉事務所と協力して、県全体の研修とは別に管内市町村担当者を対象にした研修会を14年度3回開催し、その中で担当者が聴き取り調査を行い判断に困った事例を持ち寄っての演習を行うとともに全市町村から上がってきた疑問に対するQ&Aを作成して周知を図ったことか大きな混乱につながらなかったと考えている。
10	マニュアルを作成し、知的障害者福祉協会へ提示し、実践研修として、市町事務担当者 市町保健師 施設職員を対象にして実施した効果かと考えている

3 市町村の支援費支給決定事務に係る更生相談所の判定業務について
 (6) 市町村からの障害程度区分に関する判定依頼が少なかった理由

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の統合

	理由
1	平成15年度については、旧入所者はみなしによる区分で決定した場合が多いため
2	平成14年度末までに障害程度区分を決定する方針があったため、決定すべき件数の多さと時間的な余裕の少なさから、判定依頼に至らなかったのではないかと推測される。
3	市町村レベルで決定できるよう、市町村担当者に説明会を実施し理解を深めたためかと考える。エとはニュアンスが異なる。
4	市町村で疑問に感じても、早急な解決が必要で依頼手続き等に時間がかかってしまうため判定依頼をしなかった。
5	24区保健福祉センター(援護の実施機関)の取り扱いに著しい差が生じないよう、本市独自のマニュアルを作成した。
6	障害程度区分の判断に○するためのマニュアルを作成し、事前に研修を行ったことも影響していると思われる。
7	鳥取県では、14年度内に支援費支給決定をしたため判定マニュアルを県で作成し、研修会を実施。(全体研修と施設訪問での実地研修)時間的な余裕がなかったことも要因と思われる。
8	マニュアルを作成し配布したためと思われる。
9	どの程度の困難で判定依頼して良いのかわからなかった 判定依頼は文書によることと限定したため事務手続きが面倒だった
10	マニュアルの作成 配布や研修会の実施により、市町村支援を十分行ったことも一因であると考えられる。
11	マニュアルを作成し、各区の福祉事務所に対して研修を実施した。電話で区からの相談を随時受け付けて助言を行った。
12	更生相談所において独自にマニュアルを作成し、各選択肢の判断を行いやすいようにしたため

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答

	理由
1	各チェック項目の各選択肢の判断に、なるべく迷いが生じないように、マニュアルを作成し、市町村 施設の担当者に対する研修会を開いた。 施設職員に事前チェックをしてもらって、それを参考資料とした。それをもとに、市町村職員が再チェックして障害程度区分を決定した。

3 市町村の支援費支給決定事務に係る更生相談所の判定業務について
 (7) 障害程度区分決定に係る市町村間の相違

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所

	内容
1	職員対象の研修会を開催することによる
2	特に確認を行っていません
3	確認は行ってないか、質問があった回答を全ての市町村へ、メールで送付することとした。
4	VTRで参加者に障害程度区分を決定してもらう研修を実施しました。
5	特に確認は行ってない。
6	研修の中で、ロールプレイを行い、その聞き取り場面を見て、区分判断を全員で行い、何故そのように区分をしたのか、区分のずれはどこに原因があるのか等について、格差が出ないように研修を行った。
7	今のところ特に市町村間の格差を系統的に確認するという事は行ってない。なるべく格差がでないように、研修で資料は提供している。
8	更生相談所が作成した、障害程度区分解説マニュアルを参考にして調査 決定するよう指導した
9	身体障害者更生援護施設連絡会議及び身体障害者リハビリテーション協議会等において、状況を把握するように努めている。
10	確認していない。支援費の監査は、本庁及び地域事務所が行い、更生相談所がメンバーとなっていない。
11	市町村間の格差を確認する方法は、検討していません。
12	市町職員に対する障害程度区分研修を実施した時の解答用紙を比較する。
13	当事者組織や生活支援センター、各施設との連携の中で状況を把握し、格差があるようなら職員教育を再徹底する。
14	具体的方法は考えていない。
15	現在のところ、その方法は考えていない。問題が顕在化すれば動かざるを得ないだろうとは思う。
16	今のところ、確認については考えていない。本課において、市町村別 施設別に3区分(A, B, C)の数を調査しているが、それによると、ある程度の格差が現れている。
17	施設からの情報により確認することが多い。

3 市町村の支援費支給決定事務に係る更生相談所の判定業務について

(7) 障害程度区分決定に係る市町村間の相違

◆更生相談所の設置形態 知的障害者更生相談所

	内容
1	研修会での指導 毎月開催されている担当係長会議での情報交換
2	説明会の実施とマニュアルの配布を行うことにより区間格差が生じないように指導しているが、確認については現時点では行っていない。
3	モデルケースを扱った演習で、実際に各項目の判断を行ってもらい、格差を確認した。
4	確認は特に行っていないが、差が出ないようにQ&Aを作成、配布した。
5	調査の結果、判断に困るような場合は、更生相談所に照会を願っている
6	格差の確認はしていないが、それ以前に判断のためのスタンダードや判断例をマニュアルの形で市町村に提供し、その後も担当者会議を圏域毎に本庁主導で行うなどを通し、サービスの均一化を目指している。
7	市町村担当者対象の研修の中で、ロールプレイによる事例検討を実施し、各担当者がどのように判断するのかを実際にやってもらうことで理解してもらうようにした。各市町村間の格差がどの程度あるのかは把握していない。
8	障害程度区分決定にかかる市町調査員研修において、通所授産施設利用希望の知的障害者の事例を取り上げたグループ討議方式の研修を通じて、市町の調査員の格差是正を行った。
9	個々のケースの障害程度区分結果(写)を各行政区の福事から送付してもらって、当知更相のもつ、そのケースの情報と突合して、ズレの有無を見る。分析はまだ出来ていないが。
10	上記(6)の理由に同じ
11	町村が区分決定を行う際、障害程度区分審査会を設け、判断基準等の確認を行った。
12	広島市知的障害者更生相談所は政令市なので、指導対象は市町村ではなく各区役所の事務担当課である。そのため、区役所間の格差を生じないように事前に研修等を行った。
13	特になし
14	上記に加え、新規に施設支援を希望するケースについて全員(通所を含む)市町の実施した聴き取り表を知相あて送付依頼し、同じく全員知相で判定、調査 面接を実施することで、区分決定の参考意見として判定所見に添付している
15	市町村間の格差は、指定事業者に対する調査で確認できると思うが、そこまでする必要はないと考えている。
16	具体的には、考えていない。
17	具体的に策を講じていない。
18	マニュアルを作成し参考にしている。

3 市町村の支援費支給決定事務に係る更生相談所の判定業務について

(7) 障害程度区分決定に係る市町村間の相違

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の統合

	内容
1	格差についての確認はしていないが、ハントブックの作成、研修会の実施を通して平準化に務めている。
2	障害程度区分の研修会でモデル事例に対して、参加市町村担当者全員に実際に障害程度区分を判断してもらった。同じ事例でも判断にかなり格差があることを確認している。その後のグループディスカッション等で判断について共通認識を持ってもらうように研修している。今後も定期的な研修の場で確認していくつもりである。
3	特に行っていない。
4	現時点では、特に確認の予定はない。
5	更生相談所主催で市町村対象の障害程度区分説明会を行っているか、その前に市町村において差が出たチェック項目をアンケート調査等により確認している
6	マニュアルの作成 配布や研修会の実施により、格差が生しないように指導しているか、格差の実態については、事例全てを調査 比較することは困難であり、相談等によって判明したもののみマニュアルどおりか確認可能である。
7	理由 市町村に対する障害程度区分の決定に係る研修及び事務指導を通し、情報交換を行う中で市町村の判断内容等を確認している(3段階の程度区分で極端に開きが出ること自体が考えられない。結果云々よりも聴き取りに関する市町村の姿勢を確認することでも目的を達すると考えられる)。
8	具体的事例による障害程度区分演習をきめ細かく実施。 同行調査による障害程度区分の確認
9	市町村間の格差については特に把握していない。
10	16年度から施設訪問をすることを検討している。
11	日常的な区市町村間の調整指導については、本庁の支援費担当係か担当。当センターは、個別判定を主として担当。東京都の障害程度区分決定の基準等の説明会は本庁と共催
12	15年度当初、施設から程度区分についての疑義がいくつか上がってきた。その該当町村とは、連絡を取り合い、調整を行った。 その他、当所から積極的に格差についての確認は行っていない。 県監査部門が行なう施設指導監査で、ある程度、確認ができると考えている。
13	検討中である。
14	入所調整を行っているため提出された資料内で疑義がある場合は照会をし、場合によっては訂正を依頼するなど指導を行っている。
15	確認は特に行っていない
16	担当職員等の研修内での例題演習を実施する中で確認してゆく
17	市内9福祉事務所の担当者会議等で情報交換
18	QandAを全市町村にメールで送付し、基準の統一を図った。
19	市町村や施設の担当職員から聴取し、格差が生じる問題点等を確認したい。
20	入所待機者が多い身体障害者療護施設については、緊急性の高い者から優先的に入所できるよう、支援費の障害程度区分の点数と、現在の介護者の状況を点数化したものとの合計点により順位付けを行っている。これらの点数付けの市町村間の統一性を図るため、市町村が入所希望者の障害程度区分の点数付けを行う際に身体障害者更生相談所の職員が同行している。
21	格差の確認作業は特に行っていませんが、現在、障害程度区分決定のマニュアル作成を進めており、それを基に研修を計画しています。
22	合同の研修などの実施
23	特に考えていない
24	市町村別に各障害者程度区分から数人ずつ抽出して、更生相談所がもう一度再判定する方法が考えられる。
25	区保健福祉センター(援護の実施機関)職員に対する説明会 研修会を実施。同様の身体状況の障害者に対して、障害程度区分等の決定内容が著しく異ならないように、各支援の度合いを把握するための「日常生活の状況 障害程度区分の聴き取り票」を作成し、統一して各区が使用するようにした。
26	事前には、上記のようにマニュアルを作成し研修を実施してできるだけ格差の出来ないようにしたが、その後、特に格差があるかどうかの確認は行っていない。

3 市町村の支援費支給決定事務に係る更生相談所の判定業務について

(7) 障害程度区分決定に係る市町村間の相違

27	施設に対して、市町村、更相との連絡会議の開催を要請。施設と市町村の評価のすり合わせを行った。
28	特になし。
29	市町村の格差は、サービス提供事業者が一番把握している。サービス提供事業者との情報交換のなか実態が確認できる。
30	市町村担当職員等研修会で格差が生じないように指導している。
31	電話相談等あればその都度対応し、市町村での状況はある程度把握しているが、すべてを確認することはしていない。
32	主務課が調査した支給決定状況や、研修前に市町村対象に実施したアンケート調査において、市町村間に支給決定者数(利用者数)の差が大きいことや、判断基準の難しい項目、不服審査請求の有無等、現状の把握は少してきた。
33	施設での実地研修を通じて各施設からの本音を聞くことにより参考とした。今後も市町村研修を通じた質疑の中で考え方の確認をしていきたい。
34	事前に障害程度区分の決定事務の実地研修を更生・授産施設において実際に聴取調査を行い、事後の研修において検証し、判断基準の統一を図っている。
35	マニュアルを作成し、マニュアルに基づいて、基準、聞き取りのポイントなどについて研修会を実施した。また各区役所担当者に同席して聞き取りの実地研修を行った。
36	行っていない

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答

	内容
1	各ブロック別の障害程度区分研修を通し、研修の理解度、意見 情報交換の中から確認している。 また、日頃の市町村職員からの電話照会によっても、その内容により障害程度区分判定の理解度は予想できる。
2	特に確認はしていない

4 市町村に対する支援について
 (1) 施設訓練等支援費の障害程度区分決定に係る市町村職員研修

更生相談所の設置形態	年度	開催回数			施設対象有無				
		管内	ブロック	計	有り	無し	無回答		
身体障害者更生相談所	14年度	合計	36	9	45	5	13	2	20
		平均	189	0.47	2.37				
		%	(80.0)	(20.0)	(100.0)	(25.0)	(65.0)	(10.0)	(100.0)
	15年度	合計	19	15	34	4	15	1	20
		平均	106	0.83	1.89				
		%	(55.9)	(44.1)	(100.0)	(20.0)	(75.0)	(5.0)	(100.0)
知的障害者更生相談所	14年度	合計	26	21	47	6	10	3	19
		平均	153	1.24	2.76				
		%	(55.3)	(44.7)	(100.0)	(31.6)	(52.6)	(15.8)	(100.0)
	15年度	合計	20	5	25	6	10	3	19
		平均	125	0.31	1.56				
		%	(80.0)	(20.0)	(100.0)	(31.6)	(52.6)	(15.8)	(100.0)
身体障害者更生相談所と 知的障害者更生相談所の統合	14年度	合計	76	123	199	16	20	3	39
		平均	211	3.42	5.53				
		%	(38.2)	(61.8)	(100.0)	(41.0)	(51.3)	(7.7)	(100.0)
	15年度	合計	46	54	100	10	27	2	39
		平均	131	1.54	2.86				
		%	(46.0)	(54.0)	(100.0)	(25.6)	(69.2)	(5.1)	(100.0)
身体障害者更生相談所と 知的障害者更生相談所両方回答	14年度	合計	5	7	12	2	2	-	4
		平均	125	1.75	3.00				
		%	(41.7)	(58.3)	(100.0)	(50.0)	(50.0)	(0.0)	(100.0)
	15年度	合計	4	2	6	2	2	-	4
		平均	100	0.50	1.50				
		%	(66.7)	(33.3)	(100.0)	(50.0)	(50.0)	(0.0)	(100.0)

()内は横パーセント

4 市町村に対する支援について
 (2) 施設訓練等支援費の障害程度区分決定にマニュアルの作成

()内は縦パーセント

	身体障害者更生相談所	知的障害者更生相談所	身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の統合	身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答	合計
ア 独自のマニュアルを作成した。	10 (50.0)	12 (63.2)	28 (71.8)	4 (100.0)	54 (65.9)
イ 独自のマニュアルは作成しないが、市町村職員の説明会等て他の更生相談所の作成したマニュアルを活用した。	3 (15.0)	0 (0.0)	1 (2.6)	0 (0.0)	4 (4.9)
ウ 独自のマニュアルは作成していない。(厚生労働省の選択肢の判断基準に基づき、説明会や研修会を開催。)	7 (35.0)	7 (36.8)	9 (23.1)	0 (0.0)	23 (28.0)
無 回 答	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.6)	0 (0.0)	1 (1.2)
合 計	20 (100.0)	19 (100.0)	39 (100.0)	4 (100.0)	82 (100.0)